

## < 資 料 編 >

- 1 消防組織法（抜粋）等
- 2 市町村の消防の広域化に関する基本指針
- 3 消防の広域化の経緯
- 4 消防の広域化のスケジュール
- 5 鹿児島県消防広域化検討委員会における広域化対象市町村の組合せに関する協議経緯
- 6 鹿児島県消防広域化推進計画策定のスケジュール
- 7 市町村の消防の広域化を推進するための基本的な進め方
- 8 消防力の整備指針に基づく整備状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）
- 9 鹿児島県消防広域化検討委員会における県域一消防本部の課題に対する検討項目
- 10 鹿児島県消防広域化検討委員会における県域七消防本部の課題に対する検討項目
- 11 市町村消防の広域化に関する組合せ案の比較
- 12 消防広域化支援対策－平成 20 年度－（広域化に関する財政支援）

# ○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百一十六号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 国の行政機関（第二条—第五条）
- 第三章 地方公共団体の機関（第六条—第三十条）
  - 五条）市町村の消防の広域化（第三十一条—第三十三条）
- 第四章 各機関相互間の関係等（第三十六条—第五十一条）
- 第五章 附則

## 第一章 総則

（消防の任務）  
第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。

## 第二章 国の行政機関

- （消防庁）
  - 第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）
  - 第三条 第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。  
(消防庁長官)
- 第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。  
(消防庁の任務及び所掌事務)
- 第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。
- 二 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
  - 二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものと除く。）
  - 三 防火査察（火災の調査を含む。）、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項
  - 四 火災の調査に係る技術の向上及び火災の調査員の訓練に関する事項

五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項

六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

七 消防統計及び消防情報に関する事項

八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項

九 消防に関する試験及び研究に関する事項

十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

十一 消防思想の普及宣伝に関する事項

十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項

十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項

十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項

十五 防災計画に基づく消防に関する計画（第二十九条において「消防計画」という。）の基準に関する事項

十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項

十七 救急業務の基準に関する事項

十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項

十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項

二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項

二十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項

二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項

二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項

二十四 國際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく國際緊急援助活動に関する事項

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二号）に

基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項

二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

二十九 市町村の消防に関する責任

三十 消防本部及び消防署

三十一 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十二 消防本部

三十三 消防署

三十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十五 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

三十六 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する事項

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。  
(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。  
(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれをお負担しなければならない。  
(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。  
(消防機関)

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

四 消防本部及び消防署

五 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

六 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

二十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

三十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

四十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

五十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

六十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

七十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

八十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

九十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百一九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百二十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百三十九 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十一 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十二 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十三 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十四 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十五 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十六 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十七 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十八 消防本部及び消防署の管轄区域は、条例で定める。

一百四十九

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(消防長)

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(消防署長)

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の者でなければならぬ。

2 消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

(消防職員の身分取扱い等)

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

2 消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならぬ。

(消防職員の身分取扱い等)

第十七条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の身分取扱いに関しては、この法律に定めて意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

(消防職員委員会)

第十八条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。された消防職員及び消防長を除く。) のうちから消防長が指名する。

2 前項の場合は、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関する必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

3 委員長は、消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名

された消防職員及び消防長を除く。) のうちから消防長が指名する。

2 前項の場合は、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関する必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

3 前項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

4 前項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団の長は、消防団員は、条例で定める。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を

補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関する必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

3 前項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に従い、市町村の規則で定める。

4 前項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に従い、市町村の規則で定める。

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

(消防団)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団の長は、消防団員は、条例で定める。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を

十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項  
(都道府県の航空消防隊)

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、そ

の区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、そ

当該市町村の消防を支援することができる。

二 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく

市町村の消防の支援に関して協定することができる。

三 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消

防の支援のため、都道府県の規則で定めるところによ

り、航空消防隊を設けるものとする。

## 第四章 市町村の消防の広域化

### （市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が、

消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において

同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村

が他の市町村に委託することをいう。以下この章において

同じ。）は、消防の体制の整備及び確立

を図ることを旨として、行わなければならない。

（基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広

域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行わ

れた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円

滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次

条第一項において「基本指針」という。）を定めるもの

とする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定め

るものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基

本的な事項

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

の基準

三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する

事項

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本

的な事項

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

に関する事項

（推進計画及び都道府県知事の関与等）

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道

府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化

を推進する必要があると認める場合には、その市町村

を対象として、当該都道府県における自主的な市町村

の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運

営の確保に関する計画（以下この条において「推進計

画」という。）を定めるものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基

本的な事項

推進計画においては、次に掲げる事項について定め

るものとする。

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進す

る必要があると認める自主的な市町村の消防の広域

化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」）

という。）の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広

域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本

的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しよ

うとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴

かなければならぬ。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部

から求めがあつたときは、市町村相互間ににおける必要

な調整を行つものとする。

5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化

対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協

議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨

を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧

告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報

告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の

消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもの

のほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものと

する。

## 第五章 各機関相互間の関係等

### （市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的

な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に

定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を

行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合

せにに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合におい

て、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成

するために行う事業に要する経費に充てるために起こ

す地方債については、法令の範囲内において、資金事

情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、

特別の配慮をするものとする。

### （国の援助等）

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県

知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

（消防庁長官の助言、勧告及び指導）

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する

事項について都道府県又は市町村に対して助言を与

え、勧告し、又は指導を行うことができる。

### （都道府県知事の勧告、指導及び助言）

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関す

る事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は

助言を与えることができる。この場合における勧告、

指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び

助言の趣旨に沿うものでなければならない。

（市町村の消防の相互の応援）

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基

本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

に関する事項

二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかるわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

(消防庁長官に対する消防統計等の報告)

第四十条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

(警察通信施設の使用)

第四十一条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第四十二条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間に

おいて、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に關しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に關係のある警察の指揮は、消防が行う。

(非常事態における都道府県知事の指示)

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、

市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対し、前条第二項の規定による協定の実施

その他の災害の防御の措置に關し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならぬ。

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非

常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条において「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に關し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、

当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該

災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待つ

ないときと認められるときは、同項の要請を待つ

ないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められ

る災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属す

る都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な

措置をとることを求めることができる。この場合にお

いて、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都

道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するもの

とする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関(第九条に規定する機関をいう。以下同じ。)の職員の応援出動等の措置をとることを求めるこ

とができる。消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認められる災害発生市

に於ける消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める必要があると認められる災害発生市

通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第

一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第一条第十三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

(緊急消防援助隊)

第四十五条 緊急消防援助隊とは、前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防

に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を

的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び

施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定

し、公表するものとする。これを変更したときも、同

様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするとときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府

県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人

員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとす

る。

4 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(情報通信システムの整備等)

5 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他の政令で定めるところにより、都道府

県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人

員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとす

る。

4 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他の政令で定めるところにより、都道府

県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人

員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとす

る。

5 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他の政令で定めるところにより、都道府

県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人

員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとす

る。

4 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他の政令で定めるところにより、都道府

県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人

員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとす

る。

4 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他の政令で定めるところにより、都道府

県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人

員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとす

る。

4 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他の政令で定めるところにより、都道府

県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人

員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとす

る。

(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

47 消防機関の航空消防隊が市町村の消防機関

の支援のため出動した場合においては、当該航空消防

隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接

な連携の下に行動するものとする。

(国の負担及び補助)

**第四十九条** 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

**2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。**

**3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に對する補助金については、法律でこれを定める。(国有財産等の無償使用)**

**第五十条** 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。)又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

**(消防学校等)**

**第五十一条** 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

**2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。**

**3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。**

**4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するよう努めなければならない。**

**(教育訓練の機会)**

**第五十二条** 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

**2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

## 附 則

**(施行期日)**

**第一条** この法律施行の期日は、その成立の日から九月を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

**(恩給法等の準用)**

**第二条** この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合(その官吏が引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。)には、これを同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

**2 前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で次に掲げるものをいう。**

**1 消防士長又は消防士である消防吏員**

**2 消防司令補である消防吏員**

**3 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員**

**4 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員**

**5 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)による改正前の警察法(昭和二十二年法律第一百九十六号)附則の一部改正**

**6 第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条**

**第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。**

**(略)**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**(経過措置)**

**第二条** この法律の施行の際現にこの法律による改正後に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化(以下この条において「広域化」という。)を行った場合においては、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域化が行われた日の前日に消防長であった者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であった者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができ

**(消防法の一部改正)**

**第三条** 消防法(昭和二十三年法律第一百八十六号)の一部を次のように改正する。

**第一条第八項中「第十八条の三第三項」を「第三十条第三項」に改める。**

**第三十条の二中「第十八条の三第一項」を「第三十二条第一項」に改める。**

**第三十五条の八第二項中「第二十一條」を「第二十九条」に改める。**

**(電波法の一部改正)**

**第四条** (略)

**(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)**

**第五条** (略)

**(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)**

**第六条** 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

**第一条中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十五条の八」を「第十五条」に改める。**

**(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)**

**(略)**

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年四月十一日  
参議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようすること。

二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。

三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながることのないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的の方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずること。

右決議する。

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年六月一日  
衆議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること。

二 消防の広域化は、消防署の統廃合等を目的とするものではなく、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであるという、消防の広域化の趣旨の周知徹底を図ること。

三 市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が図られるよう指導すること。

四 広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜適切な情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図るため具体策を講ずること。

五 広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について十分な財政的支援を講ずること。



市町村の消防の広域化を半ば既成の形で実現する。

(⑥) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

(⑤) 防府舎と一體的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

消防通信・指令施設(消防防災急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

## 二　自主的な市町村の消防の広域化を推進する 期間

(1) 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不斷に取り組んでいかなければならぬ課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。

(2) 都道府県の推進計画の策定の期限  
都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることができが、遅くとも平成十九年度中には定めること。

市町村の消防の広域化の実現の期限  
各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内（平成二十四年度まで）を目途に広域化を実現すること。

### 三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている。推進計画には、次のようないふたつの事項を定めることとなる。

(1) 基本的な市町村の消防の広域化の推進に関する事項

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
① 次のような事項に留意して定めること。 認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。	② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために推進するものであること。	③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。	④ 市町村の消防の現況及び将来の見通し 次のような事項に留意して定めること。	⑤ 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。	⑥ さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。
広域化対象市町村の組合せ					
本指針三、2に基づき定めること。					
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。					
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。					
市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項					
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。					
なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。					
また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとすることは、あらかじめ、関係市町村の意見を					

3

必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条规定において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するためには、具体的には、

① 広域化を推進するための体制の整備

② 住民及び関係者に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等

③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等

④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、等

(2) (1)を定めること。  
市町村の消防の広域化の規模  
一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。その上で、現状を踏まえつつ、これから消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。配慮及び留意すべき事項  
既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。  
また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

## 調整等

⑤ 広域化に関する調査研究等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

## 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備  
市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に發揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係  
市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のようないくつかの事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとする。(1) 組合の方式による場合  
① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール  
② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。  
③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。  
④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。  
⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるように、相互連絡、情報共有等に関する計画を

## 策定すること。

⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

④ 定例的な連絡会議の開催等  
常備消防と消防団との連絡通信手段の確保以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保といふ最も基本かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

## 2

### 防災・国民保護担当部局との連携の確保

① 事務委託の方式による場合  
② 委託料に係る基本的なルール  
③ 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるように、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。  
④ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようすること。

## 2

### 4

#### 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

## 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うと基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村にこのため、次のような具体的な方策が考えられる。

## 3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整の確保  
② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。